

「令和8年度外国人介護人材マッチング支援業務」企画提案公募に係る質問と回答

令和8年4月8日

■ 公募参加資格

質問	回答
説明会資料で「本事業を活用して、法人の関係会社やグループ会社等の特定の施設等を優先的にマッチングの対象とする行為はご遠慮ください。」とありますが具体的にどのような施設を指すのでしょうか。	提案事業者である法人が運営している施設や事業所を想定しております。 (グループ会社等の系列施設等も含みます)
府の外国人人材に関する他の部局との連携とは、具体的にどのような連携でしょうか。	「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」に関連している部局が所管している事業等との連携を指しています。 連携を求められる機会が生じた場合は、積極的に取り組んでください。
企画提案書とは別にプレゼン審査用に別途資料を用意しても問題ないでしょうか。	プレゼンテーション審査においては、企画提案書と同じ資料でご説明ください。 なお、プレゼンテーション審査当日の追加資料の提出は認めておりません。
登録支援機関が株式会社の場合、協同組合と共同企業体で応募できますか。	協同組合との共同企業体で応募される場合、登録支援機関として支援業務を行う事業所を府の区域内に有し、公益目的事業として実施している協同組合に限ります。

<p>応募金額は詳細な裏付けがいらいますか。 また令和9年3月までの資金計画ですか。</p>	<p>応募金額提案書に記載いただいた金額について、積算の内訳が別途必要となります。 また、資金計画についてはお見込みのとおりです。</p>
<p>複数の自治体でこれまでに介護留学生マッチング支援事業の受託実績があります。 特定技能介護に関しては自治体事業の経験はありませんが、自社で多数の特定技能介護のマッチングと支援の実績があります。 参加資格に関して、介護留学生マッチング支援事業および自社での実績を評価いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>地方公共団体及び国が発注した業務で、介護特定技能外国人に特化した受入から定着までのマッチングスキーム提供業務の実績があり、確実に履行できる者に限らせていただいています。</p>
<p>インターンシップ生はドンア大学の在学中にインターンとして来日して府内の介護施設などでの就労体験を経て、卒業後に特定技能介護で就職させる想定でしょうか。</p>	<p>インターンシップ生については、ドンア大学より大阪府内で介護の分野で働く意欲のある人を推薦いただくため、卒業後に1号特定技能外国人として就労いただくことを前提としています。</p>
<p>インターンシップの期間はどのぐらいを想定されていますでしょうか。</p>	<p>約11か月を想定しております。</p>